

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長候補者選考細則等の一部を改正する
細則を次のように制定する。

平成16年 3 月31日

東京学芸大学長
鷲 山 恭 彦

次に掲げる細則の一部について，別紙新旧対照表の左欄を，右欄のように改正する。

平成16年細則第 2 号

- (1) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長候補者選考細則（平成 8 年細則第 1 号）
- (2) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における博士の学位の取扱細則（平成 8 年12月 5 日制定）

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長候補者選考細則の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
〔省略〕 （選挙管理委員会） 第3条 規程第9条第1項に規定する選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「研究科」という。）の各連合講座に所属する、東京学芸大学の<u>教官</u>各1名をもって組織する。 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を<u>代理</u>する。 〔省略〕	〔省略〕 （選挙管理委員会） 第3条 規程第9条第1項に規定する選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「研究科」という。）の各連合講座に所属する、東京学芸大学の<u>教員</u>各1名をもって組織する。 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を<u>代行</u>する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この細則は、平成16年4月1日から施行する。</u>